

なら四季彩の庭づくりアドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良県植栽計画に定めるなら四季彩の庭づくりの理念に沿って、市町村、県民、事業者等が行う植栽等による景観の保全、創出又は活用による魅力ある地域づくりを支援するため、植栽の整備、植物の育成・管理、植栽景観の向上に係る普及・啓発活動等について講演や助言を行う者を、なら四季彩の庭づくりアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)として登録し、派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 アドバイザーは、景観デザイン、造園、植物の育成・管理等、なら四季彩の庭づくりの推進に必要な実務的・専門的知識を有する者で、知事が認めた者の中から、知事が委嘱する。

(登録)

第3条 知事は、アドバイザーの氏名、得意とする分野、経歴等をなら四季彩の庭づくりアドバイザー登録簿(別記様式第1号)に登録し、ホームページへの掲載等適切な方法により公表するものとする。

(業務)

第4条 アドバイザーは次に掲げる業務について、講演や助言等を行うものとする。

- (1) 地域や植物の特性を活かした良好な植栽景観の保全・創出・活用
- (2) 地域や植物の特性に応じた植物等の育成・管理
- (3) なら四季彩の庭づくりを推進するための普及・啓発、担い手の育成
- (4) 前各号に掲げるもののほか、なら四季彩の庭づくりの推進において知事が必要と認めるもの

(任期)

第5条 アドバイザーの任期は登録をした日から2年を経過する日の属する年度末までとし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(派遣対象)

第7条 派遣対象となる講演会や勉強会等は、自治会、学校、事業者、地域グループ若しくはその他各種団体、又は地方公共団体が、なら四季彩の庭づくりの理念に沿って、植栽等による景観の保全、創出又は活用による魅力ある地域づくりのために開催するもので、事業者が開催する場合にあっては、次の各号の全ての条件を満たすもの、事業者以外の者が開催する場合にあっては第1号から第4号までの条件を満たすものとする。

- (1) 県内において開催されるもの
- (2) 県民または県内に通勤・通学するものを対象とするもの
- (3) 参加者が原則として複数名のもの
- (4) 政治、宗教又は営利を目的としないもの
- (5) 社会貢献活動の一環として行うもの

(派遣手続)

第8条 アドバイザーの派遣を希望する者(以下「申請者」という。)は、原則として派遣希望日の30日前までに、なら四季彩の庭づくりアドバイザー派遣申請書(別記様式第2号)を知事に提出するものとする。

2 知事は前項の規定に基づく申請があった場合において、アドバイザーの派遣が必要と認めるときは、派遣するアドバイザーを決定し、なら四季彩の庭づくりアドバイザー派遣依頼書(別記様式第3号)により、当該アドバイザーに業務を依頼するものとする。この場合において、知事は、必要に応じて申請者とアドバイザーとの間で派遣日時、派遣方法等を調整するものとする。

3 知事はアドバイザーの派遣を決定したときは、なら四季彩の庭づくりアドバイザー派遣決定通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(派遣時間・回数等の制限)

第9条 アドバイザーの派遣時間は、当該年度において1団体につき6時間を限度とし、派遣回数は当該年度において1団体につき3回を限度とする。

2 知事は、予算の範囲を超過する等、知事が必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、派遣時間、派遣回数について調整することができるものとする。

(実施報告)

第10条 申請者は、事業終了後すみやかに、なら四季彩の庭づくりアドバイザー派遣実施報告書(別記様式第5号)を知事に提出するものとする。

(経費の負担)

第11条 知事は、アドバイザーが業務に従事した場合は、予算の範囲内において、アドバイザーに対する謝金、及び旅費を負担する。

(庶務)

第12条 アドバイザーに関する庶務は、環境森林部水・大気環境課で行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー制度の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は令和3年2月1日から施行する。

この要綱は令和6年4月1日から施行する。